

時短要請に係る協力金等の申請受付について



○要請に協力いただいた事業者の皆様へ、できる限り早期に協力金等を支給

○**飲食店への協力金については、要請期間終了前の一部早期支給を実施**

対象区分	飲食店への協力金	集客施設への協力金	飲食業関連事業者への給付金
協力金の算出方法	<p>【中小企業】(売上高方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前(々)年度の8月と9月の1日あたりの売上額に応じ、<u>1日あたり2.5～7.5万円</u>(富山市は3～10万円)を支給 <p>【大企業等】(売上額減少方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前(々)年度の8月と9月からの1日あたりの売上高減少額に応じ、<u>売上減少額の4割(日額上限20万円)</u>を支給 	<p>時短営業した施設面積及び時短率に応じ算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡超の施設: 1,000㎡毎に<u>日額20万円×時短率</u> ・テナント: 100㎡毎に<u>日額2万円×時短率</u> 	<p>時短営業を行った飲食店と直接取引がある事業者又は運転代行業者で、8月又は9月の売上が前(々)年度比で50%以上減少した事業者に対し<u>20万円</u>を支給</p>
申請受付開始日	<p>一部早期支給: 8月27日(金曜日)</p> <p>本申請: 9月13日(月曜日)</p>	<p>9月13日(月曜日)</p>	<p>9月1日(水曜日)</p>

飲食店への協力金の一部早期支給について



【申請受付】 郵送での申請： **8月27日(金)** ～ **9月10日(金)**

WEBでの申請： **8月31日(火)** ～ **同上**

【対象要件】 ①要請期間の全ての期間の時短営業に全面的にご協力いただけること

②**一部早期支給を希望されること**（本申請のみの申請も可）

③**原則、本申請を「売上高方式」でする中小企業又は個人事業主であること**

対象区分	富山市(措置区域)	県内全域(富山市を除く)
早期支給額	1日あたりの支給金額の 下限額 × 12日分	
	36万円 (3万円 × 12日分)	30万円 (2.5万円 × 12日分)

【申請書類】 県ホームページからダウンロード（本日、申請書類等の詳細を掲載）

また、県厚生センターや市町村窓口などで配布（8月27日から）